



我が国におけるカーボンプライシングの導入に向けた 直近の動向について

2025年 7月 2日

環境経済課



GX実現に向けたカーボンプライシング専門WG



カーボン・プライシング専門ワーキング・グループ 設置趣旨

- 我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- 昨年度策定されたGX推進戦略では、現在GXリーグにおいて試行的に実施している**排出量取引制度**について、**公平性・実効性をより高めるかたちで2026年度より本格稼働させることとしており、制度の具体案について検討を行う必要。**
- そのため、経済・エネルギー・環境の専門家等の有識者から構成される本WGでは、有識者や産業界等からのヒアリングを通じて、**本格稼働後の排出量取引制度の在り方について検討し、制度の具体的な設計について論点整理を行うことを目的とする。**

※ なお、WGにおいては、GX推進法附則第11条に定められた有償オークション・化石燃料賦課金を実際に執行するための方策についても必要に応じて検討する。

想定スケジュール

- 9月3日** WG立ち上げ、議論開始
- ・ 排出量取引制度の論点提示
 - ・ 関係者ヒアリング

※ 以後、12月まで複数回実施

- 12月頃** 論点整理とりまとめ

WG メンバー ※敬称略/五十音順

- 有村 俊秀 早稲田大学政治経済学術院 教授・環境経済経営研究所 所長
伊藤 さゆり 株式会社ニッセイ基礎研究所 経済研究部 常務理事
上野 貴弘 (一財) 電力中央研究所 社会経済研究所 研究推進マネージャー (サステナビリティ) 上席研究員
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授・副学長
工藤 拓毅 (一財) 日本エネルギー経済研究所 理事
高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
望月 愛子 株式会社経営共創基盤 取締役CFO マネージングディレクター
諸富 徹 京都大学大学院経済学研究科 教授
吉高 まり 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー (サステナビリティ)

【オブザーバー】

(一社) 日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会

GX2040ビジョン概要

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ① 革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わず一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要



※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ **2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」**に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、**成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。**
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）**排出量取引制度の法定化**、（2）**資源循環強化のための制度の新設**、（3）**化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化**、（4）**GX分野への財政支援の整備**を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

- ① **一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ**
 - ・ 二酸化炭素の直接排出量が**一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。**
- ② **排出枠の無償割当て（全量無償割当）**
 - ・ トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、**業種特性も考慮した政府指針**に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、**製造拠点の国外移転リスク**、GX関連の研究開発の実施状況、**設備の新増設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。**
 - ・ 割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。
- ③ **排出枠取引市場**
 - ・ 排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が**排出枠取引市場**を運営。
 - ・ 金融機関・商社等の**制度対象者以外の事業者**も一定の基準を満たせば**取引市場への参加を可能とする。**
- ④ **価格安定化措置**
 - ・ 事業者の投資判断のための**予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等**のため、排出枠の**上下限価格を設定。**
 - ・ **価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。**
 - ・ **価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等**で対応。
- ⑤ **移行計画の策定**
 - ・ **対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。**

※排出量取引制度を基礎として、2033年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

- ① **再生資源の利用義務化**
 - ・ 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。**
 - ・ GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。
- ② **環境配慮設計の促進**
 - ・ 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。**
 - ・ 認定製品はその旨の表示、**リサイクル設備投資への金融支援**など、**認定事業者に対する特例を措置。**
- ③ **GXに必要な原材料等の再資源化の促進**
 - ・ 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等**に対し**廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。**
- ④ **CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進**
 - ・ シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。**

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・ 2028年度より開始する**化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。**

（4）財政支援（GX推進法）

- ・ 脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、**戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填**をする。

GX推進法について（排出量取引制度）



（１）制度の骨格

※GX推進法：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和５年法律第32号）

1. 国による指針の策定

■ 経済産業大臣は、排出枠の割当てに関する実施指針を策定し、当該指針において、事業者が脱炭素投資の実施等により達成すべき排出削減目標の基準等を定める。【GX推進法第32条第1項】

2. 排出目標量の提出・排出枠の割当て

■ 対象事業者は、二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上である場合、実施指針に基づき、業種特性等を考慮して算定される排出目標量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。【GX推進法33条第1項】

■ 経済産業大臣は、事業者からの届出の内容に基づき、実施指針にしたがって当該事業者に排出枠を無償で割り当てる。【GX推進法第34条1項】

3. 排出枠取引の実施

■ 対象事業者は、自らの排出量を算定し、第三者機関の確認を受けたうえで報告しなければならない。【GX推進法第35条第1項及び第2項】

■ 対象事業者は、割り当てられた排出枠の量に過不足が生じた場合には、排出枠の取引を実施する。【GX推進法第38条第1項】

■ 排出枠の取引を行うための市場については、GX推進機構が開設及び運営を行う。【GX推進法第111条第1項第6号イ】

■ 経済産業大臣は、排出枠の取引価格について、上下限を定める。【GX推進法第39条第1項・第116条第1項】

4. 排出枠の償却

■ 経済産業大臣は、毎年度、対象事業者の排出枠保有口座から、排出実績量と等量の排出枠を償却する。【GX推進法第37条第1項】

※ 償却時に保有している排出枠が不足している事業者は、排出枠の不足量に応じた未償却相当負担金を支払わなければならない。【GX推進法第41条第2項】

GX推進法について（排出量取引制度）

（２）排出量枠の割当ての実施指針

<実施指針の策定>

- 経済産業大臣は、以下を内容とする排出枠の割当ての実施に関する指針を定める。【GX推進法第32条第1項】

○実施指針の概要

業種別の基準	
主務省令で指定する事業活動 ※エネルギー多消費分野等を想定	業種別ベンチマークによる割当て（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準） 【GX推進法第32条第2項第1号及び第3号並びに同条第3項】
その他の事業活動	グランドファザリング（年率削減方式）による割当て（基準排出量×（1－目指すべき削減率）） 【GX推進法第32条第2項第3号及び第3項】

+

以下の事項を事業者ごとに個別に勘案

その他の勘案事項	
①早期の削減努力	制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を勘案して、割当量を加算。【GX推進法第32条第2項第3号】
②製造拠点の国外移転のリスク	国外移転の可能性がある財（貿易材）の製造業に属する事業者について、収益に占める排出枠調達コストの割合を考慮して割当量を加算。【GX推進法第32条第2項第5号イ】
③研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、割当量を加算。【GX推進法第32条第2項第5号ロ】
④活動量	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。 【第34条第2項】

GX推進法について（排出量取引制度）

（３）排出枠取引市場の設置・運営

<GX推進機構による市場の設置>

- GX推進機構は、排出枠取引市場の設置及び運営を行う。【GX推進法第111条第1項第6号イ】

<業務方法書の許可>

- GX推進機構は、市場参加者や、取引の方法に関する事項について記載した業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。【GX推進法第113条】

■ 業務方法書に記載する事項【GX推進法第113条第3項】

- ① 排出量取引市場において売買取引を行うことができる者
- ② 売買取引の方法
- ③ 公正な売買取引を確保するために必要な措置
- ④ 売買取引の決済方法

（４）価格安定化措置

<排出枠の上限価格の設定>

- 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、毎年度、排出枠の上限価格（参考上限取引価格）を定める。【GX推進法第39条第1項】 ※あらかじめ複数年度の上限価格設定も可能（第39条第2項）
- 市場における排出枠の不足時など、排出枠の取引が困難な場合（経済産業大臣が告示）、排出枠の量に参考上限取引価格を乗じた額を納付した場合には、これに相当する排出枠を当該事業者が保有しているものとみなす。【GX推進法第40条第3項】

<排出枠の下限価格の設定>

- 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、毎年度、排出枠の価格の調整措置を行う基準となる下限価格（調整基準取引価格）定める。【GX推進法第116条第1項】 ※あらかじめ複数年度の下限価格設定も可能（第116条第3項、第39条第2項）
- GX推進機構は、市場における売買取引価格の平均が下限価格を下回る場合、排出枠を買い入れることができる。【GX推進法第117条第1項】

（５）化石燃料賦課金の徴収・財政支援に関する技術的措置

●化石燃料賦課金

- ・化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。転嫁を通じて社会全体で化石燃料の使用に伴うコストを負担する仕組み。
- ・化石燃料の輸入業者等に支払い義務が課される。

●戦略分野国内生産促進税制

- ・産業政策や経済安全保障等の観点から、重要となる戦略分野のうち、特に生産段階でのコストが高いことなどの理由から投資判断が容易ではない分野を対象に、生産・販売量に応じた税額控除を措置するもの。
- ・GX関連製品（EV／FCV、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF）や半導体が対象。

<賦課金の徴収>

- 化石燃料賦課金の納付手続に関する規定【GX推進法第18条】
- 化石燃料賦課金の確実な徴収のために必要な措置（督促及び滞納処分）の整備【GX推進法第20条】
- 化石燃料賦課金の適用除外に関する措置の整備（例：国外使用燃料等）【GX推進法第11条第2項、第15条】

<戦略分野国内生産促進税制>

- 戦略分野国内生産促進税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填を規定。【GX推進法第7条第1項】